

公示書

松江市向島町 134 番 10 に所在する「松江地方合同庁舎」内の指定の場所で行う福利厚生施設（食堂等）の営業を希望する者の募集につき、次のとおり公示する。

令和 7 年 5 月 23 日

松江地方合同庁舎管理庁
中国財務局松江財務事務所長 高梨 敦

1. 予定事業

食堂及び物品販売（自動販売機による食品、飲料水の販売）
なお、庁舎施設等使用は有償である。

2. 応募者に必要な資格等に関する事項

- (1) 「松江地方合同庁舎」内の指定の場所で、上記 1. の事業の経営を希望する業者で、5 年以上にわたって公共の施設や民間企業の社員食堂において 100 席程度以上の経営実績のある業者。
- (2) 財務省共済組合中国財務局支部基準を満たしていること。（詳細については下記 8. に照会してください。）
- (3) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (4) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと、かつ、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を完納していること。
- (7) 下記 5. の募集内容説明会に参加した者であること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、直近 5 年以内に法令違反により刑事罰を受ける等の社会的信用失墜行為がないこと。
- (9) 法人等の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (11) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。
- (12) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (13) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (14) 暴力団又は暴力団員及び（10）から（13）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (15) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に所属する者でないこと。

- (16) 申請時から過去5年以内に保健所から衛生管理面での指導等を受けていない者、又は指摘事項等があった場合には適正な措置が講じられていること。
- (17) 営業開始日までに食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）に基づく営業許可等、営業を行うために必要な関係法令上の諸手続きを終えることができる者であること。

3. 使用料

使用料については別途算定。（後日開催の募集内容説明会にて説明する。）

4. 営業期間

- (1) 令和8年1月1日から令和8年12月31日の1年間とし、5年を超えない範囲で更新することができる。なお、更新は最長で令和12年12月31日まで可能。ただし、営業権は一切認めないものとする。
- (2) 営業日は原則として、行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日を除く毎日。
- (3) 5年ごとに再公募により事業者を決定する。

5. 募集内容説明会

- (1) 応募要領等の配付並びに企画提案書等の作成要領及び施設の概要に関する説明を下記のとおり行うので、出席を希望する者は令和7年6月9日（月曜日）17時00分までに下記8. に連絡のうえ、当日9時30分から9時50分までに必ず参加申込受付を済ませること。説明会に出席しない者は応募できない。

説明会参加申込先：松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎4階

中国財務局松江財務事務所総務課経理係

Tel 0852-21-5231

説明会開催日時：令和7年6月10日（火曜日）10時00分から1時間程度

説明会開催場所：松江市向島町134番10

松江地方合同庁舎2階 共用第2会議室

- (2) 出席者は1業者2名までとする。

6. 企画提案書の提出

- (1) 受付期間

令和7年6月24日（火曜日）から令和7年6月30日（月曜日）

9時00分から12時00分、13時00分から17時00分

（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

- (2) 受付場所

松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎4階

中国財務局松江財務事務所総務課経理係

7. 審査方法

「松江地方合同庁舎食堂等業者選定委員会」において、試食を含めて審査、選定を行う。

8. 照会先

松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎4階

中国財務局松江財務事務所総務課経理係

Tel 0852-21-5231

9. 申請書等の無効

本公示書に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申請書等は無効とする。

10. 選定結果の公表

決定者の氏名、住所等を公表する。